

地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から2年8か月余りが経過し、都市自治体においては、この震災を教訓に、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

このような状況の中、政府は、南海トラフで起こり得る最大級の巨大地震・津波が発生した場合の被害想定を公表し、犠牲者は32万3,000人、被害額は220兆円に上る等、過去に例を見ないほど甚大な被害が出ると予想している。

また、近年、大型化する台風、頻発する集中豪雨、竜巻等の突風により、各地に甚大な被害が生じているほか、切迫性が指摘される首都直下地震等の大規模地震、さらには火山災害の発生も予想されている。これらの災害から、可能な限り被害を最小限に抑止するためには、住民の避難意識啓発や避難の迅速化、さらには耐震化率の向上や出火防止対策等ハード面・ソフト面の様々な防災・減災対策をより一層進めていくことが急務である。

よって、国は、災害に強いまちづくりを推進し、国民の生命と財産を守るため、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 大規模災害に備えて、事前防災及び減災、その他迅速な復旧、復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の早期成立を図るとともに、国土強靱化に係る基本計画及びその他の諸計画、諸施策を早期に整備すること。
- (2) 中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告を踏まえ、国・地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、巨大地震と津波対策の諸計画を早期に策定するとともに、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の早期成立を図ること。

また、新たに南海トラフ巨大地震の想定震源域等に含まれた地域における観測機器の新設や既存地震・津波観測網の拡大等、地震・津波の観測体制を充実強化するとともに、都市自治体が行き届く情報伝達の体制整備事業に対して財政措置を拡充すること。

- (3) 首都地域には、膨大な人口に加え、政治、行政、経済の中核機能が高度に集積しており、首都直下地震が発生した場合、人的・物的被害が甚大になる上、国民生活や経済活動が危機的状況に陥ることが懸念されることから、「首都直下地震対策特別措置法」の早期成立を図るとともに、首都圏特有の被害状況の分析を行った上で、総合的な対策を講じること。
- (4) 日本海側及び太平洋側における地震・津波に関する調査研究を積極的に進め、実効性のある地震・津波の予測と被害想定を示し、地域防災計画の見直し、並びに防災拠点施設の整備やハザードマップの整備等、防災対策の推進について支援措置を講じること。
- (5) 津波等の災害発生時においては、正確な災害情報を迅速に住民へ伝達することが不可欠であることから、都市自治体が行う同報系防災行政無線等の整備について財政措置の拡充を図ること。
- また、津波避難タワーの設置等による津波緊急避難場所の確保、緊急避難場所の避難階段や手すりの整備、避難道路の整備、海拔表示板の設置等、津波に対する防災体制の確立に向けた取組みについて財政措置の拡充を図ること。
- (6) 国道等が津波被害想定区域にあり代替道路もない区域の未整備の高速道路については、救助・救急・物資の緊急搬送に不可欠であるため早期に完成すること。
- また、東日本大震災において高速道路の盛土法面が津波緊急避難に有効であったことから、高台の高速道路施設用地等を緊急避難場所として、早急に利用できるようにすること。
- (7) 都市自治体が行う教育・文化施設、下水道、道路橋梁、河川、港湾、漁港等の公共施設や都市基盤施設の耐震化や強靱化事業、さらには、民間住宅の耐震化促進補助事業や砂防対策等、防災・減災にかかる諸事業に対して、財源措置を拡充・強化するとともに、津波対策としての住宅移転などを促進するため、土地利用の規制緩和等、地域の特性と実情に応じた法令整備や事業促進を図ること。
- (8) 国は液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進めるとともに、液状化対策を推進するための法整備や住宅への財政支援制度を早期に確立すること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 平常時の予防対策から大規模災害発生時の緊急物資支援や広域避難体制等、応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進するために、広域ブロックでの基幹的広域防災拠点を国の責任において早期に整備すること。
- (2) 台風18号による被害を教訓に防災対策の強化に更に取り組むとともに、被災地域の復旧・復興、被災者の生活再建、被災自治体による災害再発防止策の実施等に対する支援措置を早期に講じること。
- (3) 特別警報の運用に当たっては、防災気象情報体系の整理、発表地域単位の細分化や発表文形式の見直し等を行い、住民が事象の緊急性や重大性を認識できる仕組みを早急に構築すること。
- (4) 特別警報の住民等への伝達手段として全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急速報メール等の活用を進めるとともに、その運用方法を明確にし、迅速な情報伝達体制の確立に努めること。
- (5) 特別警報の運用に対応するために都市自治体が行う地域防災計画の改定や情報通信機器の整備等に対し、十分かつきめ細やかな支援措置を講じるとともに、財政措置の拡充を図ること。
- (6) 地域防災体制の要である消防団活動の重要性にかんがみ、消防団の装備の改善や資機材の確保等に対する財政措置の拡充を図ること。
- (7) 住民の安全・安心を確保するため、消防・救急無線や防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る整備費用、維持管理費用等について、財政措置を拡充すること。
- (8) 都市自治体が独自に取り組む被害想定シミュレーションやそれに基づくハザードマップの作成及び改定等、防災体制の確立に向けた取組みについて、財政措置の拡充を図ること。
- (9) 大雨、地震、津波、高潮などについて予測技術の高度化を進め、精度の向上を図ること。
- (10) 火山防災については、大きな被害が懸念される火山灰や融雪型火山泥流等の更なる分析、避難等実際の運用、火山情報の共有化、国・都道府県・地方気象台・火山専門家との連携のあり方など、今後も引き続き、調査・研究を行い、防災対策に係る協議を継続すること。

また、火山情報に応じた高速道路活用の防災体制がとられるよう、その体制整備を図るとともに、避難路・輸送路対策として道路網の整備を早急に行うこと。

(11) 竜巻等局地的な自然災害においても、現行の被災者生活再建支援制度の適用要件の緩和等、弾力的な運用を可能とする制度改正を行うこと。

また、竜巻等の突風の監視・予測技術の高度化、住民の避難手段等について必要な措置を講じるとともに、関係機関が連携し竜巻被害の調査・分析を実施し、被害対応モデルの高度化を図ること。

3. 発災時の支援対策の充実強化について

(1) 被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣等の都市自治体間の支援に係る仕組みの確立と財政措置を講じること。

(2) 大規模災害発生時の支援や受入決定の迅速化を図るため、受入自治体における「費用負担」や「役割」等、避難者支援の枠組みを構築すること。

(3) 災害復旧・復興を早期かつ着実に進めるため、国が負担する災害復旧事業の採択基準の緩和及び事務手続きの簡素化等の措置を講じること。

(4) 帰宅困難者への対策として、一時滞在施設の確保や事業所の社会的責任の明確化を推進するなど、帰宅支援において行政や事業者を含めた関係機関が連携を図れる体制を整備すること。

以上、決議する。

平成25年11月14日

全 国 市 長 会